

被疑者・被告人の身柄拘束・出頭確保の在り方（その2）

1 勾留要件・保釈要件の在り方

【勾留要件・保釈要件の在り方に関して示された御意見及び課題】

- 否認や黙秘をしている、あるいは、供述調書に署名をしないということについて、不利益な取扱いをしないことを法律上明確にすべきである。
- 身柄拘束の必要性と、社会生活上又は防御上の利益との比較考量をすべきという比例原則を法律上明確に定めるべきである。
- 任意捜査の原則を明文化すべきである。
- 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由を権利保釈の除外事由とする刑訴法89条4号には合理性がない。
- 否認や黙秘などの供述態度・供述内容が、罪証隠滅のおそれを判断する一つの状況証拠となり得ることは当然である。
- 身柄拘束は、運用上、慎重に行われている。
- 刑訴法197条からすると、任意捜査が原則とされている。
- 立法趣旨からすれば、刑訴法89条4号に合理性がないとはいえない。

2 身柄拘束・出頭確保方策の在り方

【制度導入に関して示された御意見及び課題】

- 住居制限や特定の人物との接触禁止等の命令に違反した場合に初めて勾留するような勾留と在宅の中間的形態の制度や、起訴前の段階で被疑者の保釈を認める制度を導入すべきである。
- 現行の身柄拘束期間を前提に、これら制度を導入する必要があるか。
- 被疑者の捜査機関への出頭を確保する形で、制度を設計できるか。
- 勾留以外の方法によって、罪証隠滅や逃亡の防止の実効性を確保できるか。

【参考条文】

○勾留・保釈の要件を定める現行刑事訴訟法の規定

第60条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

2, 3 (略)

第89条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 六 被告人の氏名又は住居が分からないとき。

第90条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。